

京都市消防職員訓戒規程

昭和27年4月1日
京都市消防局訓令乙第4号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員訓戒規程を、次のように定める。

京都市消防職員訓戒規程

第1条 職員の非行に対して行う訓戒は、この規程の定めるところによる。

第2条 訓戒は、消防局長（以下「局長」という。）又は所属長が部下職員の非行を戒め将来を戒慎させるものとする。

第3条 局長又は所属長は、地方公務員法第29条第1項各号の一に該当する職員の非行が軽微にして懲戒処分上申の程度に至らないと認めるときは、これを訓戒するものとする。

2 所属長は、部下職員の非行について、局長から訓戒することを指示せられたときは、これを訓戒しなければならない。

第4条 訓戒は、文書または口頭をもってこれを行う。

第5条 所属長は、職員を訓戒した場合は、その都度事案の内容を具して局長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和30年5月4日京都市消防局訓令乙第6号）

この規程は、昭和30年4月1日から適用する。

附 則 （昭和34年9月10日京都市消防局訓令乙第9号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和34年6月25日から適用する。

附 則 （昭和36年11月10日京都市消防局訓令乙第11号）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 従前の規定により作成した様式は、用紙が現に残存するものに限り、従前の例により使用することができる。

附 則 （昭和41年5月2日京都市消防局訓令乙第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和43年10月1日京都市消防局訓令乙第6号） 抄

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和46年4月1日京都市消防局訓令乙第1号） 抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年5月10日京都市消防局訓令乙第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年10月1日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日京都市消防局訓令乙第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第14号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第16号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第10号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日京都市消防局訓令乙第17号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月20日京都市消防局訓令乙第1号)

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。